

「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」

要望調査に係る事業要件の考え方

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領（以下「国実施要領」という）を踏まえ、事業要望に係る事業要件は以下のとおりとする。

1 事業要件

国実施要領に基づき、以下の要件を満たしていること。

- (1) 岩手県の推奨防除（穂揃期 1 週間後 1 回）を実施後、県が定める基準を超える斑点米カメムシの発生が確認され、2 回以上の防除を行ったほ場であること。

- (2) 追加防除の要否の確認を以下のとおり実施していること。

ア すくい取り調査の実施時期

地域（市町村等）において 1 回目の防除の終了後にすくい取り調査を実施する。

イ すくい取り調査の範囲

要望のある地域の代表地点 1 か所以上

- (3) 県における指導を実施していること。

すくい取り調査結果により、斑点米カメムシが次の基準により県の過去平均以上の頭数が確認された場合、県から当該地域に対し、カメムシ 2 回防除等に対する指導等を行うこと。

本事業における 2 回防除対象の基準：本田すくい取り 7 頭/ほ場以上※（往復 20 回振り）

※ 本県は、斑点米カメムシの要防除水準が設定されていないことから、病虫害防除所巡回調査 8 月後半（本田）平年値（直近 10 年の平均値）「6.9 頭／発生ほ場」を使用したもの。

- (4) 1 集落もしくは概ね 20ha 以上のまとまった面積で一斉防除を行っていること。

2 その他整備が必要となる資料

- (1) すくい取り調査結果（任意様式）
- (2) カメムシ防除等の指導に係る文書等履歴（通知文書、HP 掲載ページ など）

3 その他

- (1) すくい取り調査の実施前に 2 回防除を実施したほ場については、本事業の対象外となります。
- (2) 2 回目の防除にあたっては、農薬のラベルに記載されている収穫前日数に十分注意してください。